

さいたま市文化財時報

かや  
**榎りぼーと**  
**第20号**

平成17年度 埋蔵文化財の調査

埋蔵文化財は、地域の歴史や文化を理解する上で欠くことのできない貴重な財産です。さいたま市内には、現在1100ヶ所を超える埋蔵文化財包蔵地があります。埋蔵文化財包蔵地内では、土木工事に先立ち、工事予定地内の遺構・遺物の有無を確認するための調査を随時実施しており、平成17年度には約250件を実施しました。確認調査で遺構や遺物が発見され、現状保存ができない場合、そのままでは土木工事によって失われてしまう埋蔵文化財を記録として保存するため、発掘調査を行います。こうした発掘調査の中から、最近のおもな成果をご紹介します。

おおとほんむら おおとほんむら  
**大戸本村3号遺跡・大戸本村5号遺跡（中央区大戸1丁目）**

民間の建築工事に伴い、さいたま市遺跡調査会が平成17年12月14日から平成18年1月6日まで発掘調査を実施しました。今回の調査では、縄文時代前期の住居跡1軒、土坑45基、平安時代の住居跡1軒、中世～近世の溝3条を発見しました。

縄文時代前期の土坑45基は、直径0.7～1.5mの円形や楕円形をしており、当時の墓であると考えられます。これらの土坑からは、浅鉢形土器・土製耳飾り・石製垂飾品などが出土しています。

今回の調査地点は、北側に隣接する大戸貝塚とともに、縄文時代のこの地域における中心的な集落の一部分であると考えられます。



縄文時代の装身具  
みみかざ まししくりん  
 (耳飾り・垂飾品)



縄文時代の浅鉢形土器

## 個人住宅建設に伴う発掘調査

記録保存のための発掘調査のうち、個人の自己用住宅の建築等を原因とするものについては、さいたま市教育委員会文化財保護課が発掘調査を実施しています。平成17年度は9箇所の発掘調査を行いました。

遺跡名	所在地	調査期間	調査内容
宿宮前遺跡	桜区大字宿	4月21日～4月26日	平安時代の住居跡1軒、布目瓦破片など
大和田陣屋跡	見沼区大和田町1丁目	5月10日～5月27日	中世の溝3条、土坑、板碑破片など
明花東遺跡	南区大字大谷口	5月13日～5月25日	縄文時代中期の住居跡1軒、縄文時代中期～後期の包含層、土坑など
苗塚遺跡	中央区八王子3丁目	5月26日～6月10日	古墳時代後期の住居跡3軒、甕形土器など
道場寺院跡	桜区大字大久保領家	6月8日～6月20日	弥生時代～古墳時代の土坑1基、溝、土師器など
別所西野台遺跡	南区別所2丁目	7月8日～7月13日	縄文時代中期の住居跡1軒など
上木崎三丁目北遺跡	浦和区上木崎3丁目・大宮区北袋町	10月3日～10月11日	縄文時代中期の住居跡1軒、奈良～平安時代の住居跡1軒など
白鍬宮腰遺跡	桜区大字白鍬	11月14日～11月15日	古墳時代の円形周溝1条、埴輪破片、時期不明の井戸跡、溝2条など
覚蓮寺遺跡	緑区大字代山	1月10日～1月12日	縄文時代中期の住居跡1軒など

古墳時代の土器の出土  
(道場寺院跡)



発掘調査のようす  
(岩槻城跡)



古墳時代の住居跡と土器  
(カマト部分・苗塚遺跡)



縄文時代の土器の出土  
(中川稻荷山遺跡)



調査区のようす  
(白鍬宮腰遺跡)



弥生時代の土器の出土  
(下野田稻荷原遺跡)



## 開発等に伴う発掘調査

土地区画整理事業や、個人の自己用住宅以外の民間の開発事業などに伴って、記録保存のための発掘調査が必要となった際には、さいたま市遺跡調査会が事業者からの委託を受けて発掘調査を実施しています。平成17年度は19箇所の発掘調査を行いました。

遺跡名	所在地	調査期間	調査内容	原因
亀在家南遺跡	中央区大戸6丁目	4月19日～4月26日	縄文時代中期の住居跡1軒、石器群など	①
桐谷遺跡	緑区大字大門	4月26日～7月11日	縄文時代中期の住居跡20軒、土坑など	②
東裏遺跡	緑区大字大門	5月20日～6月29日	縄文時代早期のファイヤーピット3基、平安時代の住居跡2軒、時期不明の土坑など	③
下野田本村遺跡	緑区大字下野田	5月30日～9月1日	縄文時代中期～後期の住居跡4軒、土坑27基など	④
大久保領家片町遺跡・道場寺院跡	桜区大字大久保領家	6月7日～7月30日	古墳時代前期の住居跡3軒、方形周溝墓2基、古墳時代後期の住居跡2軒、古代の住居跡1軒、溝1条、時期不明の溝10条、井戸5基など	①
大谷口向原北遺跡	南区大字大谷口	6月28日～7月19日	縄文時代の土坑4基、ピット40基など	①
岩槻城跡（竹沢曲輪第2地点）	岩槻区太田2丁目	7月13日～9月28日	縄文時代前期の住居跡3軒、土坑1基、中世～近世の堀跡4条、土坑約40基など	①
中川稲荷山遺跡	見沼区大字中川	7月28日～9月30日	縄文時代中期の住居跡10軒、土坑2基、平安時代の住居跡2軒、中近世の竪穴状遺構2基、掘立柱建物跡1軒など	⑤
下野田稲荷原遺跡	緑区大字下野田	8月19日～9月27日	弥生時代後期の住居跡4軒、時期不明の溝3条など	④
本村遺跡	桜区大字下大久保	10月19日～10月27日	弥生時代後期の住居跡1軒、古墳時代後期～平安時代の住居跡4軒、土坑5基、平安時代の溝1条など	①
宿宮前遺跡	桜区大字宿	11月16日～12月20日	弥生時代後期の溝1条、住居跡1基、奈良時代の住居跡1軒、平安時代の住居跡2軒、土坑5基、中世の火葬跡2基、墨書須恵器など	①
駒形南遺跡	緑区大字中尾	12月8日～1月27日	縄文時代の土坑1基、ピット1基など	⑥
大戸本村3号遺跡・大戸本村5号遺跡	中央区大戸1丁目	12月14日～1月6日	縄文時代前期の住居跡1軒、平安時代の住居跡1軒、中世の溝など	①
中野田島の前遺跡	緑区大字中野田	12月1日～3月15日	縄文時代早期の住居跡5軒、古墳時代中期の住居跡2軒、平安時代の住居跡5軒、近世の竪穴状遺構4基、掘立柱建物跡など	④
中尾緑島遺跡	緑区大字中尾	1月6日～3月23日	縄文時代の土坑、竪穴状遺構1基、平安時代の溝3条、平安～中世の地下式坑2基など	⑥
土呂陣屋跡	北区土呂町	1月17日～3月2日	奈良～平安時代の住居跡1軒、中世の掘立柱建物跡1軒など	⑦
B-7号遺跡	大宮区天沼町	2月13日～2月21日	縄文時代の住居跡1軒・弥生時代の環濠など	①
上加遺跡	北区大字上加	2月21日～3月7日	縄文時代前期の住居跡1軒、土坑8基、中近世の井戸跡1基、溝3条、土坑17基、時期不明の土坑、掘立柱建物跡1軒など	⑧
下大久保新田遺跡	桜区大字下大久保	3月6日～3月17日	奈良～平安時代の竪穴状遺構1基、土坑4基、時期不明の溝2条など	①

①：民間開発 ②：大門第二特定土地区画整理事業 ③：大門上・下野田特定土地区画整理事業 ④：浦和東部第一特定土地区画整理事業 ⑤：中川第一特定土地区画整理事業 ⑥：東浦和第二土地区画整理事業  
⑦：土呂農住特定土地区画整理事業 ⑧：日進駅周辺まちづくり推進事業

このほか、埼玉県が施行する公共事業や土地区画整理事業に伴う記録保存のための発掘調査を、財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団が実施しています。平成17年度は大木戸遺跡（西区大字指扇）・釣上礎遺跡（岩槻区大字釣上）で発掘調査を行いました。

# TOPIC

## ●皇太子殿下「見沼通船堀」をご視察

去る2月14日、皇太子殿下が、国指定史跡「見沼通船堀」をご視察されました。メキシコで開催された第4回世界水フォーラムで「江戸と水運」をテーマに基調講演をされましたが、そのためのご視察で、実際に通船堀に水が溜まる様子を興味深くご覧になりました。



## ●市指定無形民俗文化財「駒形の祭ばやし」の保存団体・駒形ばやし保存会が、平成17年度、埼玉県文化ともしび賞を受賞

県内各地において地道な文化活動を継続し、地域文化の向上に貢献している個人又は団体を表彰する「文化ともしび賞」を駒形ばやし保存会が受賞しました。

駒形ばやし保存会は、嘉永年間（1848—1853）の祭礼から始まったとされる市指定無形民俗文化財「駒形の祭ばやし」を継承する保存団体です。夏の祭礼には、駒形地区内を廻る神輿の渡御にあわせ、山車から囃子の音をひびかせて祭を盛り上げます。

# お知らせ

## ◆市指定無形民俗文化財「南部領辻の獅子舞」の公開

緑区南部領辻に伝わる勇壮な獅子舞が公開されます。（雨天中止）

5月14日(日) 午前10時から 鷲神社境内（緑区南部領辻2941）  
午後1時から 村折袴（鷲神社を出発し、南部領辻地区内を廻ります）



# 文化財紹介

## — 見沼通船堀 — 国指定史跡

JR 武蔵野線東浦和駅から程近い場所に、国指定史跡「見沼通船堀」があります。江戸時代中期、8代将軍徳川吉宗の命を受けた井澤弥惣兵衛為永が行った、見沼の新田開発の最後に造られたものです。

享保12年（1727）から翌13年にかけて行われた干拓事業により、1,200haに及んだ見沼溜井は新田へと生まれ変わりました。その際、見沼に代わる灌漑用水を利根川に求め、開削したのが見沼代用水です。上尾市の瓦葺で2筋に分けられた代用水は、それぞれが台地の縁（見沼溜井の縁）を流れることから、西縁、東縁と区別して呼ばれ、それぞれの代用水から取り入れた水は田を潤し、見沼新田の中央を流れる芝川へと排水され、荒川へとそそぎます。

干拓事業を終了した為永は、見沼新田で作った米などを江戸へ運ぶための舟運を考え、東西に分かれた代用水が最も近づく場所に、芝川とそれぞれの代用水をつなぐ水路を造りました。これが享保16年に開通した閘門式運河の見沼通船堀です。見沼代用水と3メートルの水位差がある芝川を結ぶため、通水路である通船堀にそれぞれ2つの関（水門）を設け、その関に角落板と呼ばれる板を取り付けたり、はずしたりすることで水量を調整し、見沼代用水縁辺の村々と江戸とを結ぶ水上交通を可能にしました。昭和の初期にはその役割を終えましたが、江戸時代中期の土木技術や流通経済を知る上で貴重な史跡として、昭和57年に国の指定を受けました。

さいたま市文化財時報

樞りぼーと

第20号

平成18年3月31日

〈編集・発行〉

さいたま市教育委員会 生涯学習部 文化財保護課  
☎330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号  
☎048-829-1723 ㊟048-829-1989  
<http://www.city.saitama.jp/>